

神奈川県の実質赤字比率等について(平成26年度決算)

1 健全化判断比率

(1) **実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 3.75% 財政再生基準 5%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし [⑳～㉓ 該当なし]

(単位:億円)

分子	実質赤字額:①+② ①一般会計における実質赤字額 ②一般会計等に属する特別会計における実質赤字額 市町村自治振興事業、公債管理、公営競技収益配分金等管理、地方消費税清算、災害救助基金、母子寡婦福祉資金、水源環境保全・再生事業、農業改良資金、恩賜記念林業振興資金、林業改善資金、沿岸漁業改善資金、介護保険財政安定化基金、地方独立行政法人神奈川県立病院機構資金、中小企業資金、県営住宅管理事業、都市用地対策事業 (16会計)	-
分母	標準財政規模	13,711

注 本県の一般会計等とは、公営企業会計を除く、全ての会計。

(2) **連結実質赤字比率** 【基準】 早期健全化基準 8.75% 財政再生基準 15%

○ **該当なし(-%)** ※ 全会計とも赤字なし又は資金不足なし [⑳～㉓ 該当なし]

(単位:億円)

分子	連結実質赤字額:①+② ①一般会計等における実質赤字額 ②公営企業会計における資金不足額 水道事業、電気事業、公営企業資金等運用事業、相模川総合開発共同事業、酒匂川総合開発事業、病院事業、流域下水道事業 (7会計)	-
分母	標準財政規模	13,711

(3) **実質公債費比率(3か年平均)** 【基準】 早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%

○ **11.9%** [㉓11.1% ㉒10.6% ㉑10.3% ㉐9.9%]

(単位:億円、%)

区 分		24年度	25年度	26年度
分子	元利償還金等:①+②+③+④-⑤	1,266	1,449	1,572
	①公債費	2,648	2,907	3,072
	②公債費充当公営企業繰出金	46	40	44
	③公債費充当一部事務組合繰出金	10	9	8
	④公債費に準ずる債務負担行為等	43	37	34
	⑤当該年度公債費等交付税措置額	1,481	1,544	1,586
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:⑥-⑦	11,937	11,901	12,124
	⑥標準財政規模	13,418	13,445	13,711
	⑦当該年度公債費等交付税措置額(再掲)	1,481	1,544	1,586
分子/分母		10.6	12.2	13.0
注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。		3か年平均		11.9

(4) 将来負担比率 【基準】 早期健全化基準 400%

○ 142.9% [②5161.4% ④178.8% ③185.1% ②193.1%]

(単位:億円)

分子	将来負担すべき実質的負債:①-② ①将来負担額 ・一般会計等地方債現在高 ・債務負担行為に基づく支出予定額 ・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額 ・組合の地方債に充てる一般会計等の負担見込額 ・退職手当支給予定額に係る一般会計等の負担見込額 ・設立法人の負債額等に係る一般会計等の負担等見込額 ・組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等の負担見込額 ②充当可能財源等 ・将来負担額に充当可能な基金 ・充当可能特定歳入見込額(公営住宅使用料等) ・地方債現在高等に係る交付税措置見込額	A	17,333
			48,947
			42,802
			251
			375
			19
			5,378
			121
			-
			31,614
			6,406
			1,281
			23,927
分母	交付税措置額を控除した標準財政規模:③-④ ③標準財政規模 ④当該年度公債費等交付税措置額	B	12,124
			13,711
			1,586
			A/B=142.9%

注 表示単位未満四捨五入のため計数が一致しないことがある。

2 資金不足比率 【基準】 経営健全化基準 20%

○ 該当なし(-%) ※ 全会計とも資金不足なし [②②~②⑤該当なし]

(単位:億円、%)

区 分		分子(資金不足額)	分母(事業規模)	資金不足比率
法 適 用 企 業	水道事業	-	508	-
	電気事業	-	76	-
	公営企業資金等運用事業	-	5	-
	相模川総合開発共同事業	-	14	-
	酒匂川総合開発事業	-	10	-
	病院事業	-	41	-
流域下水道事業(法非適用企業)		-	90	-

注 1 法適用企業 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の全部又は一部を適用する企業

2 法非適用企業 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のもの

3 事業規模 営業収益相当額 - 受託工事収益相当額

4 資金不足額

《法適用企業》 (流動負債+特例地方債-流動資産)-解消可能資金不足額

《法非適用企業》(繰上充用額等+特例地方債)-解消可能資金不足額